

# 津久見市火災予防条例の一部改正の概要



## 1 消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をした上で使用することとします。

**対象火気器具等**  
とは、ガソリン等の液体、灰等の個体、プロパンガス等の気体を使用するコンロ、発電機、ストーブ等および、電気を熱源とする器具をいいます。

多数の者が集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合することで混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しとします。集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外です。

※消火器は6型以上を設置してください。

## 2 指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるものを「指定催し」として指定することとします。



大規模なものとして消防長が定める要件に「指定催し」の指定は、次の①、②の両方の要件を満たす屋外催しとします。

- ①市内の公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催し。
- ②主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催し。

## 3 屋外における催しの防火管理

「指定催し」を主催する者は、防火担当者を定め、火災予防に必要な業務に関する計画を作成するとともに、開催する14日前までに当該計画を消防署に提出しなければならないこととします。

## 4 露店等開設の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等を用い露店等を開設する場合は、消防署に届け出なければならないこととします。

届出者は「露店等を開設しようとする者」とします。ただし、一つの催しに対象火気器具等を使用する露店等が複数開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に届出を行うのではなく、当該催しの主催者または露店等の開設を統括する者等が取りまとめて届出を行うこととします。

## 5 罰則

「指定催し」を主催する者で、火災予防上必要な業務に関する計画を消防署に提出しなかった者に対し、30万円以下の罰金が科されます。

## 6 この条例は平成26年7月1日に施行されました

なお、施行の日から起算して14日を経過する日までの間に終了する屋外催しについては、前述3の防火管理に関する規定は適用しないこととします。